

情報公開審査会（第49回）会議議事録

- 1 日 時 令和3年5月24日（月）
午前11時10分から午前11時30分まで
- 2 場 所 前橋市役所本庁舎11階南会議室
- 3 出席者 情報公開審査会 小磯会長 小林委員 西村委員 長谷川委員 渡辺委員
事務局 塩野行政管理課長補佐 萩原主事

4 次 第

- (1) 開会
- (2) 審議・報告事項
令和2年度情報公開の実施状況について
- (3) その他
- (4) 閉会

5 審議・報告事項について

- (1) 議事録署名人の指名
小磯会長が、議事録署名人に長谷川委員を指名した。
- (2) 令和2年度情報公開の実施状況について

○報告

塩野課長補佐から、令和2年度における情報公開の実施状況について報告があった。

ア 情報公開の請求等の件数について、公開の請求は268件、公開の申出は32件、合計で300件であった。そのうち、全部公開は106件、部分公開は132件、非公開は53件、取下げは9件であった。

イ 部分公開となった115件（前橋市情報公開条例第6条各号に該当する情報等）の理由と、理由ごとの件数は、次のとおりであった。

- (ア) 第2号の個人情報に該当する部分を非公開としたもの 63件
- (イ) 第3号の法人情報に該当する部分を非公開としたもの 28件
- (ウ) 第4号の意思決定過程情報に該当する部分を非公開としたもの 7件
- (エ) 第5号の事務事業執行情報に該当する部分を非公開としたもの 14件
- (オ) 第7号の公共の安全情報に該当する部分を非公開としたもの 82件
- (カ) 第8号の任意提供情報に該当する部分を非公開としたもの 5件

(キ) 条例第7条の3の行政情報の存否に関する情報に該当するとして非公開としたもの 1件

(ク) 請求に係る行政情報が不存在のもの 30件

ウ 非公開となった52件についての非公開理由は次のとおりであった。

(ア) 第2号の個人情報に該当するもの 1件

(イ) 第3号の法人情報に該当するもの 1件

(ウ) 第4号の意思決定過程情報に該当するもの 2件

(エ) 第5号の事務事業執行情報に該当するもの 2件

(オ) 第7条の3の行政情報の存否に関する情報に該当するもの 2件

(カ) 請求に係る行政情報が不存在のもの 47件

エ 令和2年度の請求等の件数は300件であり、令和元年度の388件と比較すると、88件減少している。これは、情報提供制度の拡充が主な要因と考えている。

オ 審査請求は、9件あった。

カ 令和2年度の情報提供の申込件数は242件であった。情報提供とは、前橋市情報公開条例の手続によらず、任意で行政情報を公開することをいい、令和2年度から保健所が保有する施設の開設許可又は届出に係る台帳情報等の範囲を拡大するとともに、新たに工事設計書のうち、市が発注する公共工事等の設計書で、金額、数量等が記載されたものを対象に加えた。

○質疑・応答

(小磯会長)

事務局の説明に対し、意見・質問はあるか。

(渡辺委員)

情報提供の拡充により令和2年度の情報公開請求件数が減ったとのことだが、裏付けはあるのか。

(塩野課長補佐)

令和2年度から情報提供の対象となった工事設計書等の情報は、令和元年度までは情報公開請求により受け付けていた。これらは、令和2年度の請求件数には含まれていないため、件数が減ったと考えている。

(渡辺委員)

令和元年度の請求等の件数は388件だが、令和2年度の請求件数は情報提供を含めると前年度と同程度の件数となるのか。

(塩野課長補佐)

令和2年度の情報公開請求と情報提供の件数を合計すると542件となり、全体の件数としては増加している。

(小磯会長)

先ほどの報告では、非公開の理由ごとに件数の報告があったが、資料中で確認するならば表9を参照して確認するしかないか。

(塩野課長補佐)

そのとおりである。

(3) その他

ア 令和2年6月開催前橋市情報公開審査会での意見に対する回答について

○回答

塩野課長補佐が、令和2年6月に書面審議を行った前橋市情報公開審査会でいただいた意見に対する回答を行った。

(ア) 電子申請による情報公開請求の利便性向上について

国のデジタル化の流れを踏まえ、他自治体の動きを注視しながら電子申請の利便性を高めるよう検討を進めていきたい。

(イ) 市ホームページ上へのメールアドレスの記載について

本市では、スパム対策としてホームページ上にメールアドレスを記載しないこととしているため、実施は難しい。

(ウ) 電子メール等による写しの交付について

現行の前橋市情報公開事務取扱要綱の規定では実施できないが、他市の実施状況を参考にして検討を進めていく。

(エ) 情報提供の実施状況報告について

「情報公開及び個人情報保護制度の実施状況報告（令和2年度）」の106ページ以降で報告した。

○質疑・応答

(小磯会長)

事務局の回答に対し、意見・質問はあるか。

(小磯会長)

ホームページにメールアドレスを記載できない理由としては、迷惑メールが届く等のリスクがあるため、記載が難しいということでしょうか。

(塩野課長補佐)

そのとおりである。

イ 議事録の取扱いについて

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。

- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

6 閉会 午前 11 時 30 分